

日田市中小企業振興計画

【 第 1 期 計 画 】

平成 2 9 年 3 月 策定
令和 2 年 3 月 改訂
令和 6 年 3 月 改訂

日 田 市

目 次

はじめに	1
序章 計画策定の趣旨	2
1. 計画策定の目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の進捗管理・効果検証	
4. 計画の期間と見直しの時期	
第1章 日田市の中小企業を取り巻く環境	3
1. 日田市の経済・産業構造等の概要	
第2章 日田市の中小企業の現状と課題	14
1. 経営基盤の安定強化	
2. 円滑な事業承継	
3. 地域商店街の活性化	
4. 創業の促進	
5. 人材の確保	
第3章 基本施策（基本方針の具現化に向けた主要な取組・事業）	22
1. 計画の基本方針と施策	
2. S D G s（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	
3. 基本方針ごとの方向性・取組内容・目標値・S D G s等	
第4章 計画の推進について	34
1. 計画の推進体制	
2. 関係団体の役割	
3. P D C Aサイクルによる計画の進捗管理と効果検証	
参考資料	37
日田市中小企業振興基本条例	
日田市中小企業振興推進会議設置要綱	

はじめに

本市では、従業員数 300 人未満の事業所が市内事業所全体の 99%以上を占めており、市内事業所のほとんどが中小企業です。中小企業は、市内の経済や雇用を支えるだけでなく、地域振興活動を通じて地域を活性化するための重要な担い手となっています。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化による労働力人口の減少や為替格差による国際競争の激化など、様々な困難や課題が日々生じています。

こうした中、本市では、地域社会を支える大きな役割を担っている中小企業の振興を市や中小企業支援団体等の各関係機関が、中小企業と相互に連携して推進していくことを明確にし、将来を見据えた持続的な施策を展開していくため、平成 28（2016）年 4 月に、中小企業振興に関する基本理念などを定めた「日田市中小企業振興基本条例（以下「条例」という。）」を施行しました。

この条例の実効性を担保し、基本方針に基づき、市内の中小企業の振興を総合的かつ計画的に行うため、中小企業振興に関する施策や目標値を示した「日田市中小企業振興計画」（以下「計画」という。）を策定し、計画に基づく施策の展開によって、地域経済の活性化を促進していきます。

本計画では、条例の基本方針である「経営基盤の安定強化」「地域内の経済循環の創出」「経営拡大及び新分野進出の促進」「創業の促進」「人材の育成確保並びに事業環境の整備」の 5 つを中小企業振興の柱として位置づけました。豊かな自然や人材などの多様な地域資源を活用し、中小企業支援団体等の関係機関との連携を図りながら、産業の競争力を高め、中小企業を活性化することで、安定した雇用の創出を図りたいと考えています。

また、本計画に基づいて実施する具体的な施策は、実施状況を公表し、より高い効果が発現されるよう、条例の推進組織である「日田市中小企業振興推進会議」にて評価・検証を行い、施策の見直しを行うことで、活力ある地域づくりを展開していきます。

中小企業（者）及び小規模企業（者）の定義について

本計画において、「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項及び第 5 項の規定により下記の範囲とします。

【中小企業（者）の範囲】

業種	資本金	従業員数
製造業、その他の業種	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
小売業	5 千万円以下	5 0 人以下

【小規模企業（者）の範囲】

業種	従業員数
製造業、その他の業種	2 0 人以下
商業・サービス業	5 人以下

序章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

本計画は、条例の基本方針に基づき、本市の中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、市や中小企業支援団体、金融機関、大企業、大規模小売店舗、学校及び大学、市民が一体となって、中小企業振興のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画では、条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、中小企業の振興に関する目標や施策を示します。中小企業の振興は、市政運営の最上位計画である「第 6 次日田市総合計画（以下「総合計画」という。）」及び令和 42（2060）年の将来人口目標 50,000 人の維持等に向け策定された「日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」に位置付けられた関連施策との整合性を保ちながら取組を進めます。

また、この計画での中小企業の振興に関する施策の範囲は、商工業を中心とした市内の中小企業や中小企業関連団体を直接の対象とした取組であり、結果として中小企業の振興に繋がるもの（例：観光振興、農林業振興等）は、「日田市観光振興基本計画」や「日田市農業振興ビジョン」、「新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン」など、既存の各種振興計画等との関連性を保ちながら推進していきます。

3. 計画の進捗管理・効果検証

計画の進捗管理及び効果の検証は、市内の事業所訪問等により中小企業の実態を把握するとともに、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会として「日田市中企業振興推進会議」を設けて、進捗状況の報告や客観的な検証を行い、必要な見直しを図ります。

4. 計画の期間と見直しの時期

本計画の期間は、総合計画と合わせ平成 29（2017）年度から令和 9（2027）年度までの 11 箇年とします。ただし、当初の目標数値は令和元（2019）年度までの 3 年間とし、以降 4 年を基本に目標値を定めます

また、条例の趣旨を考慮して、経済状況等の急速な変化や計画の進捗状況、国や県の動向を見据えながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

現在、新型コロナウイルス感染症や度重なる物価高騰等における中小企業者への影響を最小限に抑えるべく、国や県の関連施策の周知普及、並びに市内事業者への緊急的な支援策の実施に向け取り組んでいます。今後も、市内経済への影響等を把握しつつ、日田市中企業振興推進会議にて報告しながら、特に必要な中小企業振興施策並びに計画の見直しを議論していきます。